

特定生産緑地の指定

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積		申 出 基 準 日	備 考	指定 図 番 号
		特 定 生 産 緑 地				
		既に指定 されている区域	新たに指定 する区域			
菅原 A 2	枚方市長尾峠町 地内	約 0.48 ha	約 0.10 ha	令和6年12月9日	一部指定	1
山田 A 57	田口一丁目 地内	—	約 0.09 ha	令和6年12月9日		2
合 計	2 地区		約 0.19 ha			

「位置及び区域については指定図表示のとおり」